

香美市告示第206号

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に香美市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の規定により、次のとおり定める。

令和7年12月1日

香美市長 依光 晃一郎

1 入札参加資格者

入札参加資格者は、資格審査を受け、香美市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者とする。

2 入札参加資格の有効期間

- （1） 入札参加資格の有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。
- （2） 前項の規定に関わらず、次項第3号アに規定する期限後に行われる資格審査の申請に係る入札参加資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとする。

3 資格審査

（1） 審査基準日

ア 第2項第1号の規定に基づく資格審査は、令和7年10月1日を審査基準日として実施する。

イ 第2項第2号の規定に基づく資格審査は、令和8年10月1日を審査基準日として実施する。

（2） 資格審査は、高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年高知県規則第72号）第4条第1項に規定する電子情報処理組織であって資格審査に係るもの（以下「高知県入札参加資格共同電子申請システム」という。）を使用する方法により行うものとする。

（3） 資格審査を申請しようとする者は、次のア又はイのいずれかに該当する期限までに、高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱（平成19年高知県告示第728号。以下「高知県審査要綱」という。）に定めるところにより、申請を行わなければならない。ただし、高知県入札参加資格共同電子申請システムに障害が発生したときその他高知県知事が必要があると認めるときは、資格審査の

申請期間を別に定める場合がある。

ア 同項第1号アの資格審査の申請をする者にあつては、令和7年12月26日の午後10時まで

イ 同項第1号イの資格審査の申請をする者にあつては、令和8年12月28日の午後10時まで

(4) 高知県内に主たる営業所を有する者のうち、次のアからクまでのいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

ア 資格審査の申請をする業務について、申請日前の直近の10月1日までに法律上必要な資格を有していない者

イ 申請日前の直近の9月30日までに納期限の到来した国税、県税又は市町村税を滞納している者。ただし、申請日までに完納した場合は、この限りでない。

ウ 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者(資格審査を初めて申請する者を除く。)にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者で当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続を申請日までにしていないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者のうち資格審査を始めて申請する者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしないもの、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしないもの、県内の市町村において新たに事業を開始しているが個人住民税の特別徴収義務者に該当するか否かの判断がされていない者にあつては個人住民税の特別徴収義務者に該当することとなったとき(個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときを含む。)に個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約を申請日までにしない者

エ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

オ 破産者で復権を得ない者

カ 申請日までに企業規模に応じたコンプライアンス基本方針を策定していない者

キ 同号アからカまでに掲げる者のほか、経営状態が著しく不健全であると認められる者

ク 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則(平成25年香美市規則第5号)第4条各号のいずれかに該当する者

(5) 高知県外に主たる営業所を有する者のうち、次のアからケまでのいずれかに該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

ア 前号アに該当する者

イ 前号エ、オ、キ又はクのいずれかに該当する者

ウ 申請日前の直近の９月３０日までに納期限の到来した国税、都道府県税（高知県内に従たる営業所を有する者にあつては、当該従たる営業所を管轄する県税事務所長の課した県税を含む。）又は市区町村税を滞納している者。ただし、申請日まで
に完納した場合は、この限りでない。

エ 測量業務にあつては、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第５５条第１項の登録を受けていない者

オ 土木関係建設コンサルタント業務にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和５２年建設省告示第７１７号）第２条第１項の登録を受けていない者

カ 建築関係コンサルタント業務にあつては、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条第１項の登録を受けていない者

キ 地質調査業務にあつては、地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）第２条第１項の登録を受けていない者

ク 補償コンサルタント業務にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和５９年建設省告示第１３４１号）第２条第１項又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号）第２２条第１項の登録を受けていない者

ケ 土木関係その他業務のうち、環境調査業務及び水質等分析業務にあつては、計量法（平成４年法律第５１号）第１０７条の登録を受けていない者

４ 資格審査の結果の通知及び公表

資格審査の結果は、高知県入札参加資格共同電子申請システムにより資格審査の申請をする者に通知するとともに、高知県土木部土木政策課内に設けられた高知県建設業者許可書類閲覧所等において公表するものとする。

また、資格者名簿は、香美市において閲覧に供する方法等により公表する。

５ 申請内容の変更の届出

資格審査の申請をする者又は資格者名簿に登載された者は、申請内容の変更があつたときは、直ちに高知県入札参加資格共同電子申請システムにより変更事項を届け出なければならない。

６ 入札参加資格の取消し

香美市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

- （１） 業務に関し法律上必要とする登録を取り消されたとき。
- （２） 資格審査の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- （３） 高知県内に主たる営業所を有する者にあつては、第３項第４号エからクのいずれかに該当することとなったとき。
- （４） 高知県外に主たる営業所を有する者にあつては、第３項第５号イに該当することとなったとき。

(5) 入札参加資格を辞退したとき。

7 入札参加資格の承継

(1) 会社の合併等による入札参加資格の承継があるときは、高知県審査要綱に基づき、随時資格審査を行う。この場合において、当該資格審査に係る申請をしなければならない。

(2) 前号において高知県知事に申請をした場合において、香美市長が必要があると認める書類があるときは、当該書類を香美市長に提出すること。

8 入札参加資格の再審査

入札参加資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を高知県知事に報告するとともに、当該入札参加資格の再審査を申請するものとする。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続き開始の申立てを行ったとき。

(2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行ったとき。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申し立てを行ったとき。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年12月1日から施行する。

（廃止）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、廃止する。